

弘前城かわら版

Vol.15 [令和7年10月15日]

史跡弘前城跡では、史跡内にある重要文化財である城門や櫓の保存修理工事を進めています。今号では、令和7年度から工事を進める北の郭北門(亀甲門)について紹介します。

1. もともとは弘前城の正門

亀甲門の名で親しまれている弘前城の北門(北の郭北門(亀甲門))は、慶長16年<1611>の築城当初、大手(正面)の門として利用されていました。参勤交代では、この門から出発し、西浜街道(鯉ヶ沢街道、現在の国道101号及び主要地方道弘前鯉ヶ沢線)を使用して、青森県鯉ヶ沢町・深浦町方面から江戸へと往來していました。

寛文5年<1665>以降は、秋田県大館方面の羽州街道を南下して参勤交代することとなり、やがて、弘前城の正門は三の丸追手門に改められ、北門は裏門(搦手門)となりました。

※参勤交代⇒各藩の主である大名等を交替で江戸に出仕させる制度。

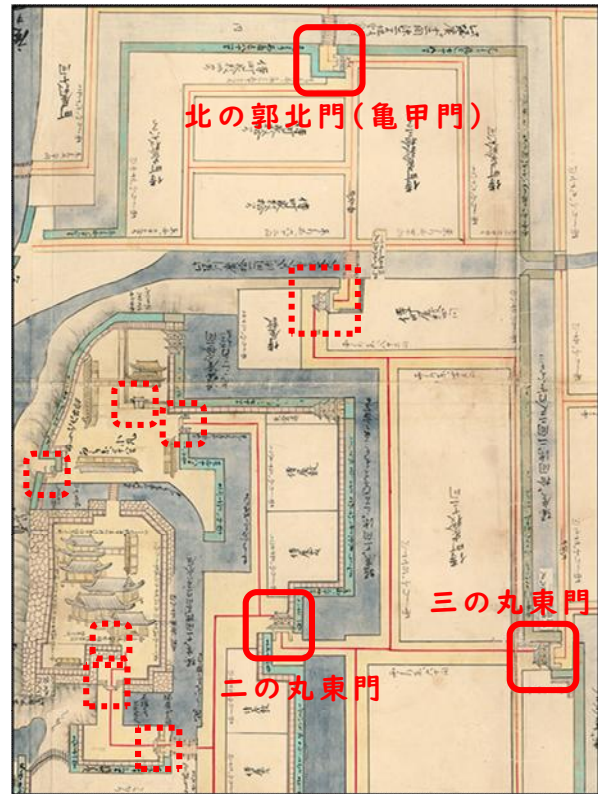
2. 北の郭北門の名称

昭和12年<1937>、国宝保存法において天守、櫓3棟、三の丸東門を除く城門4棟の計8棟は国宝に指定されましたが、その指定説明において、現在の北の郭を「内北ノ郭」、現在の四の丸を「北ノ郭」と呼称しており、「北ノ郭」の北の門ということから、指定名称が「北の郭北門」となったものと思われます。

昭和25年<1950>施行の文化財保護法において、国宝保存法による国宝の指定は、重要文化財の指定とみなすこととなり、上記の8棟は重要文化財に再指定されました。

なお、元禄14年<1701>の「御城郭廻作事御修復覚書」では、現在の本丸を「御本城」、北の郭を「北之御郭」、二の丸を「二之御郭」、三の丸を「三之御郭」、四の丸を「四之御郭」、西の郭を「西之御郭」と記載しています。

※明治31年<1898>に三の丸が陸軍第八師団兵器支廠用地となったことにより、三の丸東門は旧陸軍の所有となり、国宝保存法に基づく国宝には指定されませんでした。その後、三の丸東門は、昭和28年<1953>に文化財保護法に基づく重要文化財に指定されました。



【図1】正保2年「津軽弘前城之絵図」

[部分] 弘前市立博物館所蔵

※絵図内の実線の四角は現存する城門、破線の四角は現存しない城門を示す

※絵図上の門の名称は文化財指定名称



【写真1】現在の北の郭北門(亀甲門)

3. 北の郭北門保存修理工事

江戸時代には、延宝2年<1674>・元禄14年<1701>に瓦屋根の葺替えを行っていません。寛政2年<1790>に修復を行ったほか、文化3年<1806>に銅瓦葺の葺替え修理を行っています。

昭和31～32年<1956～1957>に、小屋組以外の解体・組直し等の大修理を行っています。同50年<1975>に屋根鬼板の修理、平成7年<1995>に部分修理を行っています。

今回の工事では、屋根の葺替えや、大地震が発生しても建物が倒壊しないように筋交い等で補強を行うもので、約68年ぶりの大修理となります。城門を通行可能な状態で工事を進めますが、通行の際は工事車両等にご注意ください。ご協力をよろしくお願いいたします。

【城門データ】

建物形式…脇戸付櫓門、四方腰屋根付

階層…上層(2階)と下層(1階)

屋根…銅瓦葺(元々上層は瓦・下層は柿葺)

寸法…棟高12.703m

桁行上層15.804m下層15.812m

梁行上層 5.948m下層 5.954m

※京間(6尺5寸=約1.95m)採用

主な使用材…カツラ・ヒバ・スギ

文化財指定…昭和12年<1937>年7月29日

※国宝保存法による国宝指定

昭和25年<1950>8月29日

※文化財保護法による重要文化財再指定

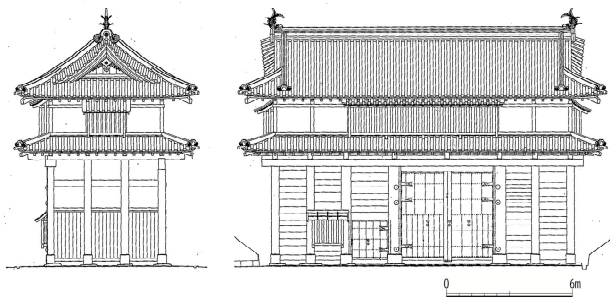
※脇戸(わきど)⇒門扉の横の戸。門の脇に設けた小さな出入口。

※櫓門(やぐらもん)⇒門の上に櫓を備えたもの。「二階門」。

※腰屋根(こしやね)⇒下層(1階)部分の屋根。

※銅瓦葺(どうがわらぶき)⇒瓦状木型に銅板を被せたもの。

※柿葺(こけらぶき)⇒木の薄板を幾重にも重ねるもの。



【図2】北の郭北門(亀甲門)立面図

図2は弘前市1959「重要文化財弘前城修理工事報告書」から転載・一部加工



【写真2】昭和31～32年の大修理中の母屋



【写真3】昭和31～32年の大修理前の北の郭北門



【写真4】昭和32年の修理後の妻側屋根

写真2～4は国(文化庁)保管写真乾板・奈良文化財研究所所提供

【発行】弘前市都市整備部公園緑地課弘前城整備活用推進室
〒036-8356 青森県弘前市大字下白銀町1番地

電話：0172-33-8739 FAX:0172-33-8799 E-mail：kouen@city.hirosaki.lg.jp